



**避難所用間仕切りテントのSG基準
(公開用)**

一般財団法人 製品安全協会

避難所用間仕切りテント 専門部会 委員名簿

	氏 名	所 属	(委員は五十音順)
(部 会 長)	渡 邊 豊	東京海洋大学大学院	
(委 員)	青柳 義信	有限会社朋友	
	荒木 ミドリ	全国地域婦人団体連絡協議会（熊本）	
	有岡 孝昭	株式会社ケンユー	
	上保 博輝	株式会社ニード	
	円口 良	一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	田辺 恵子	主婦連合会	
	中津 廣志	中津テント株式会社	
	野村 昌子	有限会社埼玉通商	
	野本 達也	株式会社キャラバンジャパン	
	三浦 在路	一般財団法人日本文化用品安全試験所	
(関 係 者)	経済産業省製造産業局生活製品課		
	経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課		
(事 務 局)	一般財団法人製品安全協会		

避難所用間仕切りテントのSG基準 SG Standard for Shelter Partition/Tent

1. 基準の目的

この基準は、避難所用間仕切りテントの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、避難所用間仕切りテントについて適用する。

ここでいう避難所用間仕切りテントとは、災害時に避難所等の屋内で主に居住を目的としたプライベート空間を作るため、簡単な組立で使用でき、使用後はコンパクトに収納できる間仕切り（パーテーション）、及びテントをいう。

（以下、本基準内では総称として「テント」という）

なお、テント床面の形状は四角形とし、長辺：2,700 mm以下かつ短辺：2,500 mm以下とする。

3. 種類

3-1. テント支柱部の構造の種類は次のとおりとする。

略 称	呼 称	内 容
W 型	ワイヤータイプ	リング状のスチールベルトなどのワイヤーによってテントを支えている構造のもの（幕体も一体式のものが多い）
P 型	ポールタイプ	樹脂製などの組み立て式のポールによってテントを支えている構造のもの（幕体は別物が多い）

3-2. テント幕体部の構造の種類は次のとおりとする。

略 称	呼 称	内 容
A 型	密閉型	すべての面が一体となる幕体で覆われるもの
B 型	天面あり・床面なし型	側面の幕体に、一体となる天面があり、一体となる床面がないもの
C 型	床面あり・天面なし型	側面の幕体に、一体となる床面があり、一体となる天面がないもの
D 型	側面のみ型	側面の幕体のみのもの（一体となる床面及び天面がないもの）

※幕体の構造における「一体となる」とは、隙間なく〔生地自体がつながっていること/縫い合わさっていること/ファスナーでつなげられること〕をいう。

4. 安全性品質

テントの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 外観及び構造	1. 外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、手指・人体等が触れる部分には傷害を与えるような鋭い角部、ばり、とがり等がないこと。 (2) 各部の組立・接合は堅ろう、かつ、確実で、緩み、がたつき等がなく、安定性がよいこと。 (3) 可動部の作動は円滑、かつ、堅ろうであること。 (4) テント内で乳幼児の手足の届く範囲に、硬質材料（木材、金属、硬質プラスチック等）で構成された○mm 以上○mm 未満の障害を与える恐れがあるすき間がないこと。ただし、深さ 5 mm未満のすき間はこの限りではない。 (5) 表札及び郵便受け相当のものを有していること。 (6) 車いす対応のものにあつては、手動車いすに乗ったまま出入可能であること。	

項 目	基 準	
2. 強度	(7) A 型：密閉型・C 型：床面がつながっているもので電源引込用口があるものにあっては、テント背面又は側面の下部にあること。	
	(8) A 型：密閉型・B 型：天面がつながっているものにあっては、換気用及び内部確認用として、開口部があること。	
	(9) 組立-収納時に工具は使用しない構造のこと。	
	(10) W 型：ワイヤータイプについては、十分な強度を持った収納袋を付随すること。	
	2. テントの強度は、次のとおりとする。 (1) フレームの強度：横のはり 外周の各はりの中央部に、それぞれ同時に最大 ON の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	

項 目	基 準	
	(2) フレームの強度：縦の支柱（下側） 支柱の床面から○mm 上方箇所、水平方向に最大○N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	

項 目	基 準	
	(3) フレームの強度・安定性：縦の支柱（上側） 上側のはりから○mm 下方箇所、水平方向に最大○N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。 (4) フレームの強度：全体 縦のフレームを床面から○mm 上方の高さまで持ち上げ自由落下させたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。 (5) 取付具の強度 フレームまたは幕体にリ	

項 目	基 準	
	ング、ひも等の取付具が付いている構造のものにあっては、各取付具にONの力を同時に加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。なお、耐荷重表示のあるものは、その〇倍の力を加えても破損しないこと。	
3. 設営耐久性	組立-収納が繰り返し利用できる製品強度であること。	
4. 材質	4. テントの材質は、次のとおりとする。 (1) 側面の幕体において、基本的な品質を有していること。	

項 目	基 準	
	(2) 側面の幕体において、消毒液で清掃した場合、安全上十分な堅牢度品質を有していること。 (3) 防災型にあつては、十分な防災性を有していること。 (4) W 型：ワイヤータイプのスチールベルトは防錆加工がされていること。	

項 目	基 準	
	(5) 支柱となるポールは十分な強度があること。	

5. 表示及び取扱説明書

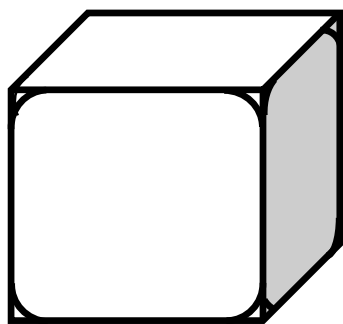
テントの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。ただし、その製品に該当しない事項については表示しなくてもよい。（収納袋、又は梱包箱への表示でもよいこととする） (1) 申請者の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 幕体が防災型のものにあつては、その旨	
2. 取扱説明書	2. 製品には次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。	

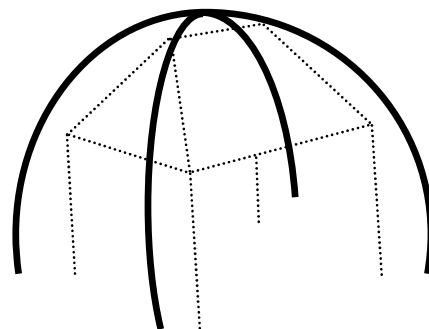
項 目	基 準	
	なお、一般消費者が容易に理解できるよう必要に応じて、図で明示すること。 (1) 表示及び取扱説明書は、必ず読み、それを守り、取り扱うこと。 (2) 取扱説明書は、読んだ後は保管すること。ただし、以下の該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、本項を省略してもよい。 (3) 使用上の注意	

項 目	基 準	
	。 (4) 移動、設営、収納上の注意 (5) S Gマーク制度は、テントの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨 (6) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号	

参考：テント支柱部の構造の種類（イメージ図）

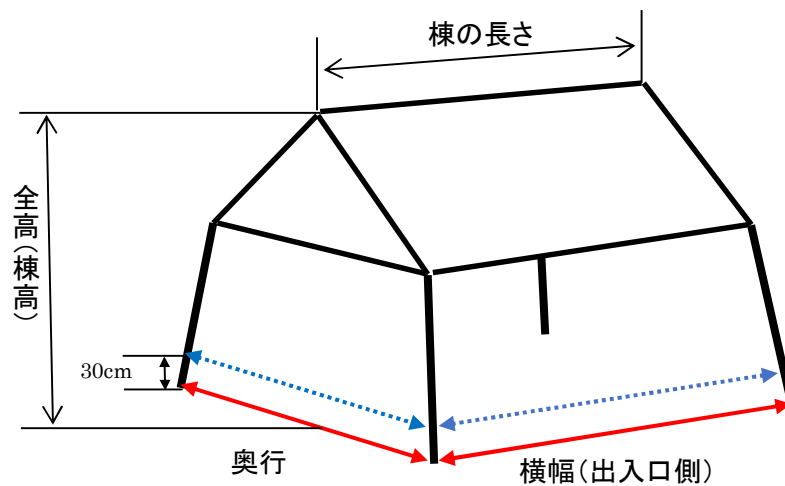


参考図 1.1. W型（ワイヤータイプ）



参考図 1.2. P型（ポールタイプ）

参考：床面の寸法について（イメージ図）



参考図 2. ①設置必要寸法、②生活有効寸法

- ① 設置必要寸法（赤色実線矢印の床面）：テント外寸として必要な床面寸法であり、横幅×奥行の寸法で表す。（避難所に何張設置可能かの判断材料となる）
- ② 有効床面寸法（青色破線矢印の床面）：テント内の生活する上での有効な床面寸法であり、測定高さは床面から 30 cmとし、横幅×奥行の寸法で表す。（テント内にベッド等が設置可能かの判断材料となる）※①と②が同寸法の場合はいずれかの記載でよい

避難所用間仕切りテントの解説

1 制定の経緯（目的、適用範囲）

地球温暖化の影響によることも一因ではありますが、台風、大雨、地震等が毎年発生しており、被害の頻度増や対象範囲拡大が起きている。それにより、避難指示が出された際などに、避難所用に備蓄しておくものが必要となってきた。

内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」というガイドラインはありますが、複数の当該テント事業者より、自治体等の入札時に客観的な安全性評価指標となる避難所で使用するテントの基準を作ってほしいとの要請がありました。現行の入札では安全性に関することよりも価格での評価が優先となっており、安価な商品が落札されるケースが多いが、強度がない・生地が透けてしまう等の品質問題が発生し、「安かろう、悪かろう」というようなことで結果的には買い替えが行われるなど、購入する側の自治体等にとっても良い状況ではないということもあり、基準制定化の運びとなりました。

当該テントは、形状や構造などにより、多種多様であるが、ここでいう「避難所用間仕切りテント」とは、災害時に避難所等でプライベート空間を作るため、簡単な組立で使用でき、使用後はコンパクトに収納できる間仕切り（パーテーション）、及びテントを適用範囲とした。当該テントは家族単位で使用されることが想定されているため乳幼児も含めて 2～5 名程度が就寝できる大きさとして、または車いすを利用されている方が使用できるようなことを考慮して基準化を行った。

4 安全性品質

安全性項目として、外観、構造、寸法、強度（内面の吊り下げ耐荷重、形保持の強度等）、安定性、耐久性、組立性/収納性、材質などについて規定した。

5 表示及び取扱説明書

設営/収納時、使用時の注意すべき項目を規定した。

以上